

◇介護保険制度改正について

- 補足給付の見直しについて
- 高額介護（予防）サービス費の見直しについて
- 通院等乗降介助の見直しについて

◇市の取り扱いのお知らせ

- 福祉用具貸与について
- 給付関係等の押印の廃止について
- 障がいのある方への介護保険利用について

◇介護給付の適正化について

- ◇介護保険制度改正について
- ・補足給付の見直しについて ①

補足給付（特定入所者介護サービス費、介護保険限度額認定書）について、在宅で介護を受ける方との公平性等の関係から負担能力に応じた負担となるよう令和3年8月から見直しとなります。

### 〈変更点〉

- ・所得段階区分の細分化
- ・食費の負担限度額の変更
- ・助成要件である預貯金等の額の変更（所得段階ごとの設定）

◇介護保険制度改正について  
 ・補足給付の見直しについて ②

利用者負担段階		食費の負担限度額		居住費などの負担限度額			
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円		820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	390円		820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	650円		1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第4段階	上記、利用者負担第1段階～第3段階以外の人	制度の対象外					

↓

利用者負担段階		食費の負担限度額		居住費などの負担限度額			
		施設 サービス	短期入所 サービス	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円		820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階①	●本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②	●本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,360円	1,300円				
第4段階	上記、利用者負担第1段階～第3段階以外の人	制度の対象外					

- ◇介護保険制度改正について  
・補足給付の見直しについて ③

## 介護保険負担限度額認定証の交付要件

### ① 世帯全員（世帯を別にする配偶者を含む）が住民税非課税（※）

配偶者については、介護保険施設の入所に際して、住所を異動して住民票上の世帯が別になっている場合等であっても課税状況等を勘案します。婚姻届を出していない事実婚の場合や長期間別居している場合も配偶者に含みます。

### ② 預貯金等の資産が単身で1,000万円、配偶者がいる場合は合わせて2,000万円以下

申請にあたっては、預貯金通帳の写しや有価証券等の資産の状況が確認できる書類の添付が必要となります。



## 介護保険負担限度額認定証の交付要件

### ① 世帯全員（世帯を別にする配偶者を含む）が住民税非課税（※）

配偶者については、介護保険施設の入所に際して、住所を異動して住民票上の世帯が別になっている場合等であっても課税状況等を勘案します。婚姻届を出していない事実婚の場合や長期間別居している場合も配偶者に含みます。

### ② 預貯金等の資産が、利用者負担段階ごとに以下の基準を超えていないこと

- ・ 第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円
- ・ 第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円
- ・ 第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円
- ・ 第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円

申請にあたっては、預貯金通帳の写しや有価証券等の資産の状況が確認できる書類の添付が必要となります。

◇介護保険制度改正について

- ・高額介護（予防）サービス費の見直しについて ①

負担能力に応じた負担とする観点から、高額介護（予防）サービス費について、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、見直しとなります。

### 〈変更点〉

- ・所得段階区分の細分化

#### 〈現行〉

収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当（年収約383万円以上）	44,400円

#### 〈見直し後〉

収入要件	世帯の上限額
課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
課税所得約380万円（年収約770万円）以上 ～同約690万円（同約1,160万円）未満	93,000円
課税所得約145万円（年収約383万円）以上 ～同約380万円（同約770万円）未満	44,400円

◇介護保険制度改正について

・高額介護（予防）サービス費の見直しについて ②

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
(1) 現役並み所得者（※1）	44,400円
(2) 一般（(1)、(3)、(4)以外）	44,400円
(3) 住民税世帯非課税等	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> <li>●老齢福祉年金受給者</li> </ul>	15,000円（個人）
(4) ①生活保護受給者	15,000円（個人）
②利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

（※1） 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人。



利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
(1) 課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
(2) 課税所得約380万円（年収約770万円）以上～同約690万円（同約1160万円）未満	93,000円
(3) 課税所得約145万円（年収約383万円）以上～同約380万円（同約770万円）未満	44,400円
(4) 一般（(1)、(2)、(3)、(5)、(6)以外）	44,400円（※2）
(5) 住民税世帯非課税等	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> <li>●老齢福祉年金受給者</li> </ul>	15,000円（個人）
(6) ①生活保護受給者	①15,000円（個人）
②利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	②15,000円

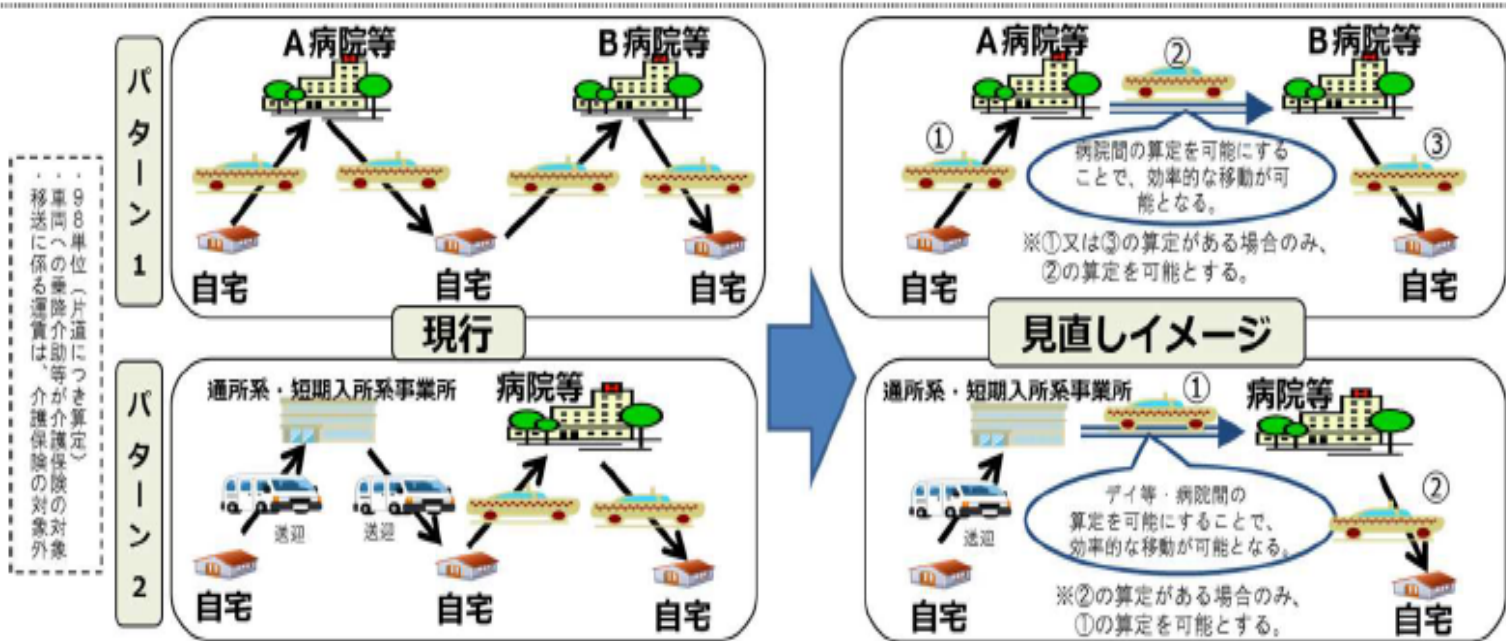
◇介護保険制度改正について  
通院等乗降介助の見直しについて ①

通院等乗降介助の見直し

■ 訪問介護の通院等乗降介助について、利用者の負担軽減や利便性向上の観点から、居宅が始点又は終点となる場合の目的地間の移送についても算定可能とする。【通知改正】

訪問介護

○ 通院等乗降介助について、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関して、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能とする。



◇介護保険制度改正について  
通院等乗降介助の見直しについて ②

○変更点

「通院等」に「入院と退院」が含まれることが明記。

○新設

目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、目的地（病院等）間の移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地（病院等）への移送に係る乗降介助に関しても、同一の指定訪問介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。なお、この場合、通所サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算（以下の具体的取扱いにおいて「送迎減算」という。）が適用となり、短期入所サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できない。



◇介護保険制度改正について  
通院等乗降介助の見直しについて ③

算定の条件：居宅が始点又は終点であること及び同一の訪問介護事業所の通院等乗降介助を利用すること。

○〔具体的な取扱いa〕

利用者が通所介護の終了後、通院等乗降介助を利用して病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合

⇒通所介護事業所と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の2回について、通院等乗降介助を算定できる。

・居宅

↓

・通所介護事業所（※帰りの送迎を行わないため送迎減算を適用）

↓通院等乗降介助（1回目）

・病院

↓通院等乗降介助（2回目）

・居宅

◇介護保険制度改正について  
通院等乗降介助の見直しについて ④

○〔具体的な取扱いb〕

利用者が通院等乗降介助を利用して居宅から病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して通所介護事業所へ行く場合

⇒居宅と病院の間の移送及び病院と通所介護事業所との間の移送の2回について、通院等乗降介助を算定できる。

- ・ 居宅
- ↓ 通院等乗降介助（1回目）
- ・ 病院
- ↓ 通院等乗降介助（2回目）
- ・ 通所介護事業所（※行きの送迎を行わないため送迎減算を適用）
- ↓
- ・ 居宅

◇介護保険制度改正について  
通院等乗降介助の見直しについて ⑤

○〔具体的な取扱いc〕

利用者が居宅から通院等乗降介助を利用して複数（2か所）の病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合

⇒居宅と病院の間の移送、病院と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の3回について、通院等乗降介助を算定できる。

- 居宅
- ↓ 通院等乗降介助（1回目）
- 病院
- ↓ 通院等乗降介助（2回目）
- 病院
- ↓ 通院等乗降介助（3回目）
- 居宅

◇市の取り扱いのお知らせ  
福祉用具貸与について ①

(令和3年3月12日通知「福祉用具貸与の取り扱いについて」別添資料参照)

【通知内容】

- 福祉用具貸与の給付対象商品については、原則としてテクノエイド協会のTAISコードと貸与マークが付与されているものとなります。貸与マークのあるもので対応困難な場合については個別に相談を受け検討しますが、同じ機能の商品で貸与マークがある場合については、そちらを優先してください。
- 貸与マークのない商品の中で、奈良市において貸与可能となっていた踏み台付き手すりについては、段差の解消は福祉用具種目に該当しないため、手すり部分は介護保険給付対象となりますが、踏み台部分については、介護保険給付対象外とします。一体的に利用し、手すり部分と踏み台部分とを分けることが出来ない商品については介護保険給付対象外となります。
- 令和3年5月サービス提供分からこの取り扱いを開始します。ただし、令和3年4月末時点で利用している場合は、現在利用分に限り、給付可能とします。尚、住宅改修による段差解消などをご検討いただき、変更できる場合は、ご対応くださいますようお願いいたします。

◇市の取り扱いのお知らせ

福祉用具貸与について ② Q&A

(令和3年3月12日通知「福祉用具貸与の取り扱いについて」別添資料参照)

Q:現在利用している人が入院し、4月末までに退院せず、6月に退院した場合は、踏み台付き手すりには使えなくなるのか。

A:現在利用している方については、入退院しても、引き続き貸与可能です。しかし、新たな場所に借りたい等は不可です。現在利用しているものは継続して利用できますが、長期入院し、一度引き上げるような事があれば、リセットされます。現在の場所においてあるものの継続利用は可能とします。

Q: 令和3年4月末までに貸与されていたかについて、確認書類が必要ですか？

A: 令和3年4月末までに貸与されていたかの確認については、提出は求めませんが、確認できるよう福祉用具サービス計画書や支援経過等の書類に記録を残しておいてください。担当のケアマネが交代する事もあるため、福祉用具事業所が確認できるよう記録書類を保管してください。

◇市の取り扱いのお知らせ  
給付関係等の押印の廃止について

介護給付及び居宅介護支援関係の申請書（届出書）について、押印欄を廃止しました。

○押印を廃止した給付関係申請書（届出書）

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・介護保険介護予防（居宅介護）住宅改修事前協議申請書
- ・住宅改修の承諾書
- ・介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱確約書
- ・介護保険介護予防（居宅介護）住宅改修費支給申請書
- ・介護保険介護予防（居宅介護）福祉用具購入費支給申請書
- ・介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書

○押印を廃止した居宅介護支援関係の申請書

- ・介護保険 福祉用具例外給付申請書

詳しくは奈良市ホームページ「給付の内容」（<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/list307-1110.html>）

及び「介護支援専門員（ケアマネージャー）への事務連絡、関係書類」

（<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/10404.html>）を参照ください。

## ◇市の取り扱いのお知らせ

### 障がいのある方への介護保険利用について ①

(令和3年2月15日奈良市ホームページ通知「障がいのある方の介護保険と障害福祉の適用関係について  
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/101123.html>)」参照)

#### 【通知内容】

- 介護保険制度の対象となる障害者については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険サービスを優先的に利用していただくことが基本となっております（障害者総合支援法第7条）。
- 一方で、障害者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスのみでは必要な支援を受けることができないことも想定されます。したがって、介護保険サービスの優先適用は、サービスの種類に応じて一律に行うものではなく、障害福祉サービスを利用できる場合もあります。
- 居宅介護支援事業者の皆様におかれましては、障害者が65歳に到達した場合などで、介護保険サービスを利用する際には、個別の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、ご配慮をお願いします。介護保険サービスにより必要な支援を行うことが可能であるかどうかについて検討した結果、介護保険サービスのみでは必要な支援を受けることができない場合は、障がい福祉課の担当者及び相談支援専門員と連携の上、ケアプランを作成いただきますようお願い致します。

◇市の取り扱いのお知らせ

障がいのある方への介護保険利用について ②

(令和3年2月15日奈良市ホームページ通知「障がいのある方の介護保険と障害福祉の適用関係について  
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/101123.html>)」参照)

○介護保険サービスに障害福祉サービスに相当するサービスがある場合は介護保険優先が基本となります。ただし、一律に適用するものではなく、障害福祉サービスを利用できる場合もあります。

	介護保険サービス	障害福祉サービス
両制度に共通のサービス例	訪問介護	居宅介護・重度訪問介護
	通所介護	生活介護
	短期入所生活介護	短期入所
	福祉用具・住宅改修	補装具費・日常生活用具の一部



## ◇市の取り扱いのお知らせ

### 障がいのある方への介護保険利用について ③

(令和3年2月15日奈良市ホームページ通知「障がいのある方の介護保険と障害福祉の適用関係について  
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/101123.html>)」参照)

○介護保険サービスに相当するサービスがない、障害福祉サービス固有のサービスについては利用が認められています。

例) 同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、補装具費・日常生活用具の一部

○次の①～③のように介護保険サービスのみでは十分な支援を受けることができないと判断した場合には、障害福祉サービスの利用ができます。

- ①在宅の障害者で、障害福祉サービスについて市町村が適当と認める支給量が、介護保険サービスにおける区分支給限度基準額の制約から、介護保険給付のみによって確保することができない場合
- ②利用可能な介護保険サービス事業所・施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、介護保険サービスの利用が困難と市町村が認める場合
- ③介護保険の要介護認定結果が非該当になるなど、介護保険サービスを利用できないときで、障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合

## ◇介護給付の適正化について（ご協力のお願い）

- 介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図る事業です。
- 令和3年度より奈良県の「第5期介護給付適正化計画」及び「奈良市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に基づき、主要5事業の実施をいたします。

### ○主要5事業

1. 要介護認定の適正化  
介護認定調査後に調査状況確認のため訪問調査を実施
2. ケアプランの点検  
事業所へケアプラン等の資料提出を求めケアプランチェックを実施
3. 住宅改修等の点検  
住宅改修及び福祉用具購入・貸与先へ訪問調査を実施
4. 縦覧点検・医療情報との突合  
サービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を実施
5. 介護給付費通知  
サービス利用者に自身の給付状況を送付し、自己点検の啓発を実施

参考資料
------

奈 福 介 福 号 外  
 令 和 3 年 3 月 1 2 日

奈良市内福祉用具貸与事業者  
 奈良市内居宅介護支援事業者 様  
 奈良市地域包括支援センター

奈良市福祉部 介護福祉課長  
 (公 印 省 略)

福祉用具貸与の取り扱いについて (通知)

平素は本市の介護保険業務にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
 福祉用具貸与の給付対象としてきた商品について、下記の通り周知しますのでよろしく  
 お問い合わせいたします。

記

福祉用具貸与の給付対象商品については、原則としてテクノエイド協会の TAIS コード  
 と貸与マークが付与されているものとなります。貸与マークのあるもので対応困難な場合  
 については個別に相談を受け検討しますが、同じ機能の商品で貸与マークがある場合につ  
 いては、そちらを優先してください。

貸与マークのない商品の中で、奈良市において貸与可能となっていた踏み台付き手すり  
 については、段差の解消は福祉用具種目に該当しないため、手すり部分は介護保険給付対  
 象となりますが、踏み台部分については、介護保険給付対象外とします。一体的に利用  
 し、手すり部分と踏み台部分とを分けることが出来ない商品については介護保険給付対象  
 外となります。

令和3年5月サービス提供分からこの取り扱いを開始します。ただし、令和3年4月末  
 時点で利用している場合は、現在利用分限り、給付可能とします。尚、住宅改修による  
 段差解消などをご検討いただき、変更できる場合は、ご対応くださいますようお願いしま  
 す。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

奈良市介護福祉課 給付係  
 TEL : 0742-34-542